

防府市上下水道局建設コンサルタント業務等最低制限価格制度実  
施要領

令和4年10月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、防府市上下水道局が発注する測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、及び補償関係コンサルタント業務（以下総称して「建設コンサルタント業務等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13を準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格制度を実施することに関して必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領の対象は、設計金額が700万円を超える建設コンサルタント業務等で、競争入札に付するものとする。ただし、設計金額の全てを見積りにより算出したものは、対象外とする。

(最低制限価格の設定)

第3条 最低制限価格は、別表第1の業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の算出基礎額の欄に定める額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その算出基礎額が別表第2の上限額の欄に定める額を超える場合は、当該上限額を算出基礎額とし、同表の下限額の欄に定める額に満たない場合は、当該下限額を算出基礎額とする。また、2以上の業務区分の業務を併せて競争入札に付する場合の算出基礎額は、業務区分それぞれの算出基礎額を合算した額とする。

(最低制限価格の確定)

第4条 予定価格の調定者は、予定価格調書の下部に最低制限価格及び最低制限価格の110分の100（入札書比較最低制限価格）を記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(落札者の決定)

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、最低制限価格を下回る入札者は落札者となれないものとする。同額入札が2者以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行し、同日以降指名通知又は公告を行うものに適用する。
- 2 令和2年3月25日制定の防府市上下水道局建設コンサルタント業務等最低制限価格制度試行実施要領は廃止する。

別表第 1

業務区分	算出基礎額
測量業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接測量費の額（円未満切捨て）</li> <li>・ 測量調査費の額（円未満切捨て）</li> <li>・ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> </ul> の合計額（1 万円未満切上げ）
建築関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接人件費の額（円未満切捨て）</li> <li>・ 特別経費の額（円未満切捨て）</li> <li>・ 技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> <li>・ 諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> </ul> の合計額（1 万円未満切上げ）
土木関係建設コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接人件費の額（円未満切捨て）</li> <li>・ 直接経費の額（円未満切捨て）</li> <li>・ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> <li>・ 一般管理費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> </ul> の合計額（1 万円未満切上げ）
地質調査業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接調査費の額（円未満切捨て）</li> <li>・ 間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> <li>・ 諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> <li>・ 解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> </ul> の合計額（1 万円未満切上げ）
補償関係コンサルタント業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接人件費の額（円未満切捨て）</li> <li>・ 直接経費の額（円未満切捨て）</li> <li>・ その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> <li>・ 一般管理費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額（円未満切捨て）</li> </ul> の合計額（1 万円未満切上げ）

別表第2

業務区分	上限額	下限額
測量業務	入札書比較価格に 10分の8.2を乗じて得た額 (1万円未満切上げ)	入札書比較価格に 10分の6を乗じて得た額 (1万円未満切上げ)
建築関係建設コンサル タント業務	入札書比較価格に 10分の8を乗じて得た額 (1万円未満切上げ)	入札書比較価格に 10分の6を乗じて得た額 (1万円未満切上げ)
土木関係建設コンサル タント業務	入札書比較価格に 10分の8を乗じて得た額 (1万円未満切上げ)	入札書比較価格に 10分の6を乗じて得た額 (1万円未満切上げ)
地質調査業務	入札書比較価格に 10分の8.5を乗じて得た額 (1万円未満切上げ)	入札書比較価格に 3分の2を乗じて得た額 (1万円未満切上げ)
補償関係コンサル タント業務	入札書比較価格に 10分の8を乗じて得た額 (1万円未満切上げ)	入札書比較価格に 10分の6を乗じて得た額 (1万円未満切上げ)

最低制限価格の算出調書（総括表）

1 業務番号

2 業務名

3 設計金額（税込）

円

4 入札書比較価格（設計金額の100/110）

業務区分		入札書比較価格（税抜）
<input type="checkbox"/>	測量業務	円
<input type="checkbox"/>	建築関係建設コンサルタント業務	円
<input type="checkbox"/>	土木関係建設コンサルタント業務	円
<input type="checkbox"/>	地質調査業務	円
<input type="checkbox"/>	補償関係コンサルタント業務	円
合計		円

（※上記の該当する業務にチェックを入れてください。）

5 入札書比較最低制限価格（税抜）

業務区分		入札書比較最低制限価格（税抜）
<input type="checkbox"/>	測量業務	円
<input type="checkbox"/>	建築関係建設コンサルタント業務	円
<input type="checkbox"/>	土木関係建設コンサルタント業務	円
<input type="checkbox"/>	地質調査業務	円
<input type="checkbox"/>	補償関係コンサルタント業務	円
合計		円

（※上記の該当する業務にチェックを入れてください。）

※ 2以上の業務区分の業務を併せて競争入札に付する場合に記入してください。

最低制限価格の算出調書（測量業務）

1 業務番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

2 業務名 \_\_\_\_\_

3 入札書比較価格 \_\_\_\_\_ 円  
 （消費税額等を除いた価格）

4 入札書比較最低制限価格の上限・下限 \_\_\_\_\_ 円  
 (1) 入札書比較価格 × 8.2/10 (1万円未満切上げ)

(2) 入札書比較価格 × 6/10 (1万円未満切上げ) \_\_\_\_\_ 円

5 最低制限価格の算出基礎額  
 （直接測量費の10/10+測量調査費の10/10+諸経費の4.8/10）

直接測量費		円 (a)
直接測量費 (a) の10/10 (円未満切捨て)		円 (b)
内		
訳		
測量調査費		円 (c)
測量調査費 (c) の10/10 (円未満切捨て)		円 (d)
内		
訳		
諸経費		円 (e)
諸経費 (e) の4.8/10 (円未満切捨て)		円 (f)
内		
訳		
合計 (b)+(d)+(f)		円①

6 入札書比較最低制限価格 \_\_\_\_\_ 円②  
 (①を1万円未満切上げ)

ただし、①を1万円未満切上げた額が入札書比較価格の8.2/10(1万円未満切上げ)を超える場合にあつては、8.2/10とし(1万円未満切上げ)、6/10(1万円未満切上げ)に満たない場合にあつては、6/10とする(1万円未満切上げ)。

7 最低制限価格 \_\_\_\_\_ 円  
 (② × 1.10)

※ 2以上の業務区分の業務を併せて競争入札に付する場合は、業務区分それぞれの算出調書及び総括表の添付が必要になります。



最低制限価格の算出調書（土木関係建設コンサルタント業務）

1 業務番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

2 業務名 \_\_\_\_\_

3 入札書比較価格 \_\_\_\_\_ 円  
 （消費税額等を除いた価格）

4 入札書比較最低制限価格の上限・下限 \_\_\_\_\_ 円  
 (1) 入札書比較価格 × 8/10 (1万円未満切上げ)

(2) 入札書比較価格 × 6/10 (1万円未満切上げ) \_\_\_\_\_ 円

5 最低制限価格の算出基礎額 \_\_\_\_\_ 円  
 （直接人件費の10/10+直接経費の10/10+その他原価の9/10+一般管理費の4.8/10）

直接人件費		円 (a)
直接人件費 (a) の10/10 (円未満切捨て)		円 (b)
内		
訳		
直接経費		円 (c)
直接経費 (c) の10/10 (円未満切捨て)		円 (d)
内		
訳		
その他原価		円 (e)
その他原価 (e) の9/10 (円未満切捨て)		円 (f)
内		
訳		
一般管理費		円 (g)
一般管理費 (g) の4.8/10 (円未満切捨て)		円 (h)
内		
訳		
合計 (b)+(d)+(f)+(h)		円①

6 入札書比較最低制限価格 \_\_\_\_\_ 円②  
 (①を1万円未満切上げ)

ただし、①を1万円未満切上げた額が入札書比較価格の8/10(1万円未満切上げ)を超える場合にあっては、8/10とし(1万円未満切上げ)、6/10(1万円未満切上げ)に満たない場合にあっては、6/10とする(1万円未満切上げ)。

7 最低制限価格 \_\_\_\_\_ 円  
 (② × 1.10)

※ 2以上の業務区分の業務を併せて競争入札に付する場合は、業務区分それぞれの算出調書及び総括表の添付が必要になります。

最低制限価格の算出調書（地質調査業務）

1 業務番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

2 業務名 \_\_\_\_\_

3 入札書比較価格 \_\_\_\_\_ 円  
 （消費税額等を除いた価格）

4 入札書比較最低制限価格の上限・下限 \_\_\_\_\_ 円  
 (1) 入札書比較価格 × 8.5/10 (1万円未満切上げ)

(2) 入札書比較価格 × 2/3 (1万円未満切上げ) \_\_\_\_\_ 円

5 最低制限価格の算出基礎額 \_\_\_\_\_  
 （直接調査費の10/10+間接調査費の9/10+解析等調査業務費の8/10+諸経費の4.8/10）

直接調査費		円 (a)
直接調査費 (a) の 10/10 (円未満切捨て)		円 (b)
内		
訳		
間接調査費		円 (c)
間接調査費 (c) の 9/10 (円未満切捨て)		円 (d)
内		
訳		
諸経費		円 (e)
諸経費 (g) の 4.8/10 (円未満切捨て)		円 (f)
内		
訳		
解析等調査業務費		円 (g)
解析等調査業務費 (e) の 8/10 (円未満切捨て)		円 (h)
内		
訳		
合計 (b)+(d)+(f)+(h)		円①

6 入札書比較最低制限価格 \_\_\_\_\_ 円②  
 (①を1万円未満切上げ)

ただし、①を1万円未満切上げた額が入札書比較価格の8.5/10(1万円未満切上げ)を超える場合にあつては、8.5/10とし(1万円未満切上げ)、2/3(1万円未満切上げ)に満たない場合にあつては、2/3とする(1万円未満切上げ)。

7 最低制限価格 \_\_\_\_\_ 円  
 (② × 1.10)

※ 2以上の業務区分の業務を併せて競争入札に付する場合は、業務区分それぞれの算出調書及び総括表の添付が必要になります。

最低制限価格の算出調書（補償関係コンサルタント業務）

1 業務番号 \_\_\_\_\_ 第 \_\_\_\_\_ 号

2 業務名 \_\_\_\_\_

3 入札書比較価格  
（消費税額等を除いた価格） 円

4 入札書比較最低制限価格の上限・下限  
（1）入札書比較価格×8/10(1万円未満切上げ) 円

（2）入札書比較価格×6/10(1万円未満切上げ) 円

5 最低制限価格の算出基礎額  
（直接人件費の10/10+直接経費の10/10+その他原価の9/10+一般管理費の4.5/10）

直 接 人 件 費		円（a）
直接人件費（a）の10/10(円未満切捨て)		円（b）
内 訳		
直 接 経 費		円（c）
直接経費（c）の10/10(円未満切捨て)		円（d）
内 訳		
そ の 他 原 価		円（e）
その他原価（e）の9/10(円未満切捨て)		円（f）
内 訳		
一 般 管 理 費		円（g）
一般管理費（g）の4.5/10（円未満切捨て）		円（h）
内 訳		
合計（b）+（d）+（f）+（h）		円①

6 入札書比較最低制限価格 円②  
（①を1万円未満切上げ）

ただし、①を1万円未満切上げた額が入札書比較価格の8/10(1万円未満切上げ)を超える場合にあっては、8/10とし(1万円未満切上げ)、6/10(1万円未満切上げ)に満たない場合にあっては、6/10とする(1万円未満切上げ)。

7 最低制限価格 円  
（②×1.10）

※ 2以上の業務区分の業務を併せて競争入札に付する場合は、業務区分それぞれの算出調書及び総括表の添付が必要になります。